

生駒市関係人口施策検討会開催要綱

（趣旨）

第1条 本市における関係人口施策の推進に当たり、住宅都市としての特性を踏まえた関係人口のあり方及び施策の方向性について検討し、外部の視点からの意見又は助言を求めるため、生駒市関係人口施策検討会（以下「検討会」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

（意見等を求める事項）

第2条 検討会において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- （1）本市における関係人口の定義及び基本的な考え方に関すること。
- （2）その他関係人口施策の推進に関し市長が必要と認める事項

（参加者）

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから、検討会への参加を求めるものとする。

- （1）学識経験のある者
- （2）地域づくり又は共創に関する実践経験を有する者
- （3）その他市長が必要と認める者

2 前項の場合において、市長は、原則として、同一の者に継続して検討会への参加を求めるものとする。

（運営）

第4条 検討会の参加者は、その互選により検討会を進行する座長を定めるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、検討会に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（開催期間）

第5条 検討会の開催期間は、令和10年3月31日までとする。

(庶務)

第6条 検討会の庶務は、公民連携推進課において処理する。

(施行の細目)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年5月20日から施行する。